

広島地方労働審議会 令和5年度  
広島県既製服縫製業最低工賃専門部会小委員会 議事要旨

開催日時	令和5年6月5日(月) 12時50分～14時30分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	家内労働者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	委託者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
主要議題	1 座長の選出について 2 広島県既製服縫製業最低工賃の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 座長の選出について</p> <p>座長に三井委員が選出された。</p> <p>2 広島県既製服縫製業最低工賃（以下「最低工賃」という。）の改正決定について</p> <p>事務局から資料の説明を行ったのち、事前に家内労働者代表委員及び委託者代表委員から改正案が提示されていたことから、根拠の説明がなされた。</p> <p>家内労働者代表委員からは、平成11年5月20日の広島県既製服縫製業最低工賃金額改正の時点に適用される広島県最低賃金（以下「最低賃金」という。）額から、現在までの最低賃金額の上昇率を考慮した改正案とし、丸縫いについては、現業者からのヒアリング結果を基に算定したとの説明がなされた。</p> <p>委託者代表委員からは、平成29年7月25日の広島県既製服縫製業最低工賃金額改正審議（以下「改正審議」という。）の時点で適用される最低賃金額から、現在までの最低賃金額の上昇率を考慮した改正案を作成したとの説明がなされた。</p> <p>その後、公益代表委員が委託者代表委員及び家内労働者代表委員と個別に協議を行った結果、最低工賃のうち、丸縫いを除く金額は、改正審議の時点で適用される最低賃金額から、現在までの最低賃金額の上昇率を考慮した金額とし、丸縫いについては、実態調査結果等を考慮した金額とし、以上の結果を基に別紙（案）を作成したところ、改正案がまとまった。</p> <p>小委員会において座長報告案は承認され、専門部会において報告されることとなった。</p> <p>3 その他</p> <p>引き続き同会場において専門部会が開催されることとなった。</p>			